

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり



せいかつ ほ ご にほんこくけんぽうだい じょう こくみん けんこう ぶんかてき
生活保護は、日本国憲法第25条の「すべて国民は健康で文化的な
さいていげんど せいかつ いとな けんり りねん もと くに けんこう ぶんかてき
最低限度の生活を営む権利」という理念に基づき、国が健康で文化的
さいていげんど せいかつ ほしょう じりつ たす もくてき
な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助けることを目的とし
せいど
た制度です。

せいかつ ほ ご しんせい こくみん けんり せいかつ こま かた
生活保護の申請は国民の権利です。生活にお困りの方はいつでも
そうだん
ご相談ください。

はだのしふくしじむしよせいかつえんごか
秦野市福祉事務所生活援護課

でんわ ちよくつう
電話：0463-82-7393（直通）

1 生活保護の目的

病気や離職などの理由により生活に困っている方に対し、国が定める最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。ただし、暴力団員に対しては保護の要件を満たさないものと、原則申請を却下するなど、厳正に対応します。



【自立した生活とは】

日常生活自立	健康面や生活面での管理など自分で日常生活を送れる
社会生活自立	社会とつながりを持ち地域社会の一員として生活が送れる
経済的自立	就労など自身で収入を得ることで生活が送れる

2 生活保護の仕組み

生活保護は、国が定める基準により算定される最低生活費と世帯全員の収入を比較し、収入が最低生活費を下回る場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。収入が最低生活費を超える場合には生活保護制度の利用はできません。

最低生活費（世帯人数や年齢により決定）	
収入（給与、年金、手当、仕送りなど）	不足する生活費

【生活保護制度における世帯について】

同じ住居に居住し生計が一緒の方は原則同一世帯として認定します。また、同じ住居に居住していない場合でも婚姻関係や入院中の方などがいる場合は、原則同一世帯と認定します。

生活保護費として支給



3 生活保護利用までの流れ



(1) 相談

生活に困っており生活保護制度を利用したいと

考えたら、現在お住まいの地域の福祉事務所にご相談ください。電話での相談も可能です。

相談では、生活状況をお伺いするとともに、生活保護制度のほか、他の活用

可能な制度のご案内も行うことができます。

(2) 申請



生活保護を希望する方は、申請書類を提出します。

申請は本人の意思で申請することが必要ですが、事情により本人が申請できな

い場合には、親族などが代理で申請することも可能です。

また、申請に伴い調査に必要な書類（資産状況を確認できる書類など）を

提出していただきます。

(3) 調査・審査



生活状況や資産状況、収入状況などを調査し、生活保護が

必要か審査します。生活状況は訪問による調査、資産状況は銀行や生命保険

会社、収入状況は日本年金機構などへ調査します。

生活保護は、生活保護法に定める要件のもとにどなたでも利用できますが、

資産、能力、その他の制度など利用できるものは活用していただきます。

しさん かつよう
【資産の活用】

さいていせいかつ ひつよう しさん いがい よちよきん ゆうかしようけん せいめいほけん
最低生活に必要な資産以外の預貯金、有価証券、生命保険、



ききんぞく とち かおく じどうしゃ げんそく しょぶん せいかつ ひ あ
貴金属、土地、家屋、自動車などは原則として処分し、生活費に充ててくださ

い。ただし、個別の事情により保有が認められる場合もあります。

のうりよく かつよう
【能力の活用】

はたら ひと じぶん のうりよく おう はたら ひつよう
働ける人は、自分の能力に応じて働く必要があります。



ただし、病気等で働くことができない方は療養を優先し、自立に向けた

どりよく
努力をしてください。

た せいど かつよう
【その他の制度の活用】

ねんきん てあて いりようじよせい しゃかいほしょうせいど た ほうりつ せいど
年金や手当、医療助成、社会保障制度など、他の法律や制度で

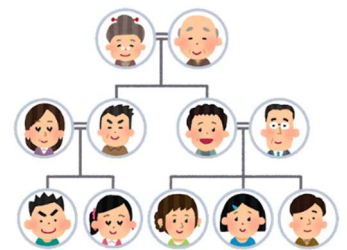


う えんじょ ばあい ゆうせん う
受けられる援助がある場合は優先して受けてください。

ふようぎむしゃ えんじょ
【扶養義務者からの援助】

おや こ きょうだいしまい 民法上の扶養義務者から援助
親や子ども、兄弟姉妹など民法上の扶養義務者から援助

けいざいてき せいしんてき う ばあい う
(経済的、精神的) が受けられる場合は受けてください。



ただし、扶養は可能な範囲での援助を行うものであり、

えんじょかのう しんぞく せいかつ ほ ごせいど りよう
援助可能な親族がいることで生活保護制度の利用ができないということでは

ありません。

また、DV (家庭内暴力) や虐待、借金などによる関係不良、施設入所者な

とくべつ じじょう ばあい しょうかい み あ
ど特別な事情がある場合は、照会を見合わせる場合があります。

けつてい
(4) 決定

ほ ご けつてい しんせい げんそく にち い ない おこな ちょうさ じかん いう
保護の決定は申請から原則 14 日以内に行いますが、調査に時間を要する

ばあい には 30 日まで延びる場合があります。

4 生活保護の種類

生活保護には、次の扶助があります。

生活扶助

食費、衣料費、光熱水費

など日常生活に必要な費用



住宅扶助

家賃、地代などの費用や

家屋の補修などの費用



介護扶助

介護サービスを受ける

ために必要な費用



医療扶助

けがや病気の治療に

必要な費用



教育扶助

学用品費、給食費など

中学校卒業までに必要な費用



出産扶助

出産に必要な費用



生業扶助

高等学校等の修学に必要な

費用や就労に必要な技能や

資格習得にかかる費用



葬祭扶助

葬祭に必要な費用



また、世帯によって必要な支出に応じた次のような扶助があります。支給には

一定の要件や限度、申請期限がありますので、事前にご相談のうえ申請が必要です。

つういんこうつうひ 通院交通費	つういんじ ひつよう でんしゃ こうつうひ 通院時に必要なバス、電車などの交通費
ちりょうざいりょうひ 治療材料費	めがね 眼鏡、コルセットなど
かぐじゅうきひ 家具什器費	ほごかいしじ ひつよう すいじょうひん しょつき ばあい 保護開始時に必要な炊事用品や食器などがない場合
じゅうたく こうしんりょう 住宅の更新料	ちんたいじゅうたく けいやくこうしんりょう 賃貸住宅の契約更新料など
にゅうがくじゅんびきん 入学準備金	しょうちゅうがっこう こうとうがっこう にゅうがくじゅんび ひつよう ひょう 小中学校、高等学校の入学準備に必要な費用

5 生活保護を利用する方の権利と義務



(1) 権利

生活保護制度を利用するには、次のような権利が保障されています。

- 要件を満たせば、すべての方が平等に利用することができます。
- 正当な理由なく、すでに決定された保護は不利益に変更されることはありません。
- 受け取った保護金品に対して税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- 福祉事務所が決定した保護の内容について不服がある時は、神奈川県知事に対して所定の手続きにより審査請求をすることができます。

(2) 義務



- ① 自分の生活をよりよくするための努力をすること

働くことのできる方は働いて収入を得る努力を、病気等で働くことができない方は療養を優先し、自立に向けた努力をしてください。

- ② 生活保護費は支給目的のため使用すること

家賃や給食費、介護保険料などはそれぞれの支払いに充てる

ことを目的として支給しており、ほかの用途に充てることはできませんので、

滞納などがないようにしてください。県営住宅の家賃や給食費、介護保険料

は原則代理納付（福祉事務所が直接納付）します。

- ③ 福祉事務所からの指導、指示を守ること

福祉事務所では、生活保護を利用するために必要な指導、

指示を口答または文書で行い、利用中の方はこれを守る義務があります。



しどう しじ いちれい
【指導、指示の一例】

- 健康状態などから働くことができるにもかかわらず正当な理由もなく

はたら
働かないでいるとき

- 働いていても収入増加を図るための十分な努力（転職も含む）をしないとき

- 病気を治す必要があるのに療養に専念しないとき

- 売却などにより活用する必要のある資産を処分しないとき

- 利用が可能な他の制度や施策を活用しないとき

- 福祉事務所への届出の義務を守らないとき

④ せいかつ ほご ひつよう とどけで
生活保護に必要な届出をすること



せいかつ ほご せたいたんい う せたいぜんいん せいかつじょうきょう へんか
生活保護は世帯単位で受けるため、世帯全員について生活状況に変化が

あつた時は速やかに届出をする必要があります。保護費の決定にかかわります

ので、遅れないように、忘れないように速やかに届出てください。

とどけで ひつよう
6 届出が必要なとき

せたい じょうきょう へんか
(1) 世帯の状況に変化があったとき

- しゅっさん しぼう てんにゆうてんしゆつ にゆうたいがく きゅうがく
出産、死亡、転入転出、入退学、休学、

そつぎょう にゆうたいいん じ こ けっこん せたいいん へんか
卒業、入退院、事故、結婚など世帯員に変化があったとき

- しゅうしよく りしよく
就職や離職をしたとき

- けんこうほけん しかく しゆとく そうしつ
健康保険の資格を取得、喪失したとき

- きせい かいがい ところ いえ ちようきかんる す
帰省、海外への渡航などで家を長期間留守にするとき

- せいめいほけん かにゆう かいやく めいぎへんこう
生命保険などの加入、解約、名義変更したとき

- やちん ちだい へんこう
家賃や地代が変更される時



とどけで いちれい たんとう
届出については一例ですので、担当

ケースワーカーに確認してください。

(2) 収入や資産に変化があったとき

- 毎月の給与を受け取ったとき
- 賞与や日払いの給与など臨時の収入があったとき
- 未成年者によるアルバイト収入があったとき
- 年金などの公的手当の支給があったとき
- 生命保険の給付金や解約返戻金があったとき
- 交通事故などで相手から慰謝料等を受け取ったとき
- 車や不動産などの資産の売却益があったとき
- 相続や仕送り、養育費などの収入を得たとき
- 他人から借金をしたときや他人に貸していたお金が返ってきたとき



【収入認定の控除】

申告を適正に行うことで一定の金額を控除することや、

収入として認定しない場合があります。(控除分は手元に残ります。)



☆ 就労収入に対する控除

基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額を控除
20歳未満控除	20歳未満の者の場合、基礎控除のほか一定の金額を控除
その他必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費を控除

☆ 高校生のアルバイト収入について

高校の授業料不足分や修学旅行費、クラブ活動費、大学等入学費用など早期

自立に充てられる貯蓄分と認定された場合は、収入認定額より控除すること

もできますので、担当ケースワーカーへご相談ください。

7 保護費の返還について

つぎ ばあい しきゅう ほごひ いりょうひ ふく へんかん
次のような場合には、支給した保護費（医療費などを含む）を返還していただきます。

(1) せいかつじょうきょう へんか ほごひ へんどう ばあい
生活状況の変化により保護費の変動があった場合

しゅうにゅう へんどう せたいん ぞうげん せたいん にゅうたいん
収入の変動や世帯員の増減、世帯員の入退院などにより



しきゅう ほごひ へんどう とどけで おく へんこうしより まあ
支給する保護費が変動し、届出が遅れるなどにより変更処理が間に合わず

ほごひ しきゅう ばあい しきゅう ほごひ へんかん
保護費を支給した場合、支給しすぎた保護費は返還していただきます。

(2) しさん しょぶん ねんきん てあて しゅうにゅう ばあい
資産の処分や年金、手当などの収入があった場合

せいめいほけん かいはく ふどうさん ばいきやく ねんきん こようほけん しゅうにゅう
生命保険の解約や不動産の売却、年金や雇用保険などの収入

え ばあい しきゅう ほごひ へんかん
を得た場合、すでに支給された保護費は返還していただきます。



(3) ふせい せいど りよう ばあい
不正に制度を利用した場合

じじつ いつわ かく しゅうにゅうしんこく てきせい おこな
事実を偽り、または隠したりして収入申告が適正に行われて

いないことが判明した場合、不正に受けた保護費を返していただきます。



あくしつ はんだん ばあい ほごひ かさんきん ちょうしゅう ばあい
また、悪質と判断した場合には保護費だけでなく加算金を徴収する場合

ほうりつ ばつ ばあい
があるほか、法律により罰せられる場合があります。

8 保護費の支給日について

げんそくまいつき にち にち へいちょうび ばあい まえ かいちょうび
原則毎月5日（5日が閉庁日の場合はその前の開庁日）です。

ひつよう りんじ しきゅう おこな ばあい
また、必要により臨時での支給を行う場合もあります。



9 減免について

せいどりようちゅう こくみんけんこうほけんぜい こくみんねんきんほけんりょう えぬえいちけいほうそうじゅしんりょう
制度利用中は、国民健康保険税、国民年金保険料、NHK放送受信料、

こていしさんぜい しけんみんぜい げんめん う
固定資産税、市県民税などの減免を受けることができます。

10 病院のかかり方



病院に行くときは、診療依頼票（医療券）を持って行って

ください。診療依頼票は生活援護課にあります。急な体調不良など、やむを

得ず生活援護課へ来ることができない場合には、受診前に生活援護課へ電話し、

病院名などをお伝えください。

【注意点】

○ 生活保護法で指定された、できるだけ市内の病院を受診してください。

指定外の病院で受診すると医療費は自己負担となることがあります。

○ 原則同一病名で2か所以上の病院を受診することはできません。

○ 夜間や休日に緊急で受診するときは保護決定通知書を持って行って

ください。受診後は必ず生活援護課へ届出てください。

○ 会社の健康保険に加入している場合や自立支援医療受給者証を所持して

いる場合は、診療依頼票とともに病院へ持って行ってください。

【後発医薬品（ジェネリック医薬品）について】

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用普及は、国全体で



取り組んでおり、生活保護においても、生活保護法の一部改正により、医師が

後発医薬品の使用が可能と判断した場合には、原則として後発医薬品を

使用していただくこととなります。



【健康診断、健康管理支援について】

制度利用中で40歳以上の方は秦野市の健康診断が無料で受けられます。

また、健康維持や増進を目的に、保健師による健康管理支援事業を実施して

いますので、詳しくは担当ケースワーカーへご相談ください。

11 相談について



相談時には、次の資料をお持ちください。(資料がなくても相談は可能です。)

事前に相談予約をしていただくとお待たせせずにご案内ができます。また、

相談内容により時間がかかる場合があります。

これらのうち、 お持ちの資料で結構です。	<input type="checkbox"/>	けんこうほけんしゃしょう 健康保険者証
	<input type="checkbox"/>	せたいぜんいん よきんつうちょう ざんだかきちょう ねが 世帯全員の預金通帳すべて (残高記帳をお願いします。)
	<input type="checkbox"/>	ちんたいしゃくけいやくしよ やちん かくにん しよるい 賃貸借契約書もしくは家賃が確認できる書類
	<input type="checkbox"/>	ほけんしょうしよ せいめいほけん じどうしゃほけん がくしほけん 保険証書 (生命保険、自動車保険、学資保険など)
	<input type="checkbox"/>	ちよつきん げつぶん きゆうよ しよるい 直近3か月分の給与がわかる書類
	<input type="checkbox"/>	ねんきんつうち ねんきんてちょう ねんきんしょうしよ 年金通知はがき、年金手帳、年金証書
	<input type="checkbox"/>	じどうてあてけつていつうちしよ じどうふようてあてしょうしよ 児童手当決定通知書、児童扶養手当証書
	<input type="checkbox"/>	ぼしてちょう 母子手帳
	<input type="checkbox"/>	しんたいしょうがいしやてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしやほけんふくしてちょう 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
	<input type="checkbox"/>	じりつしえんいりようじゆきゆうしゃしょう 自立支援医療受給者証
	<input type="checkbox"/>	していなんびょういりようじゆきゆうしゃしょう ふくしりようしょう 指定難病医療受給者証、福祉医療証
	<input type="checkbox"/>	かいごほけんひほけんしゃしょう 介護保険被保険者証
	<input type="checkbox"/>	こようほけんじゆきゆうしかくしゃしょう 雇用保険受給資格者証
	<input type="checkbox"/>	とうきぼとうほん とち たてもの 登記簿謄本 (土地、建物)
	<input type="checkbox"/>	じどうしゃめんきょしょう しゃけんしょう 自動車免許証、車検証
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードもしくは通知書 つうちしよ	
<input type="checkbox"/>	ざいりゅう がいこくせき かた 在留カード (外国籍の方)	
<input type="checkbox"/>	その他 () た	



12 ケースワーカーについて

ケースワーカーは、生活保護せいかつ ほごを利用する方が抱える困難かた かかな問題こんなんや課題もんだいについて、どうすれば解決かいけつをしていくことができるか一緒に考え、自立じりつに向けた支援しえんをする福祉事務所ふくしじむしょの職員しょくいんです。

そのため、定期的にお住まいに訪問ほうもんし、また電話でんわなどにより生活状況せいかつじょうきょうの確認かくにんをしますので、生活上のお困りごとこまがある場合ばあいには、ご相談そうだんください。

あなたの担当たんとうは、生活援護課せいかつえんごか _____ です。

メモ